

令和5年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
健 康 介 護 課 長	田 島 明
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和5年6月6日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） おはようございます。

1年ぶりの登壇ということでちょっと緊張しておりますが、よろしくお願いします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

今回は、投票率の向上ということをメインにお話しさせていただきます。

令和5年に行われました統一地方選挙の後半戦、基礎的自治体の首長・議員選挙のときに、間宮議員から情報が寄せられました。それは、犬山市の市議会議員選挙、期日前投票日最終日にせんきょマルシェが開催されるということでありました。早々、友人でもある前犬山市長の山田拓郎さんに連絡を入れて、せんきょマルシェの代表者 吉野様とのアポイントを取ることができました。

令和5年4月22日土曜日、犬山せんきょマルシェ市議選2023が開催されている犬山市南部公民館、期日前投票所設置場所へお話をお伺いに行くことができました。今回のようなせんきょマルシェは、令和4年11月23日に行われた市長選挙に続き2度目の開催となっていました。その始まりは、市民と議会との意見交換会からだそうです。犬山市議会では、犬山市議会基本条例に基づき市民の皆さんの御意見を市政運営に反映させていくため、平成23年度より市民との意見交換会を開催されておられるとのこと。その中で投票率向上を含めた御意見があり、それによって住民団体との協働で行われるようになったとのことでありました。

せんきょマルシェは、期日前投票の投票所である公民館駐車場ではキッチンカー、地産野菜、公民館投票所前のエントランスではクラフトやパッケージフード等の販売、その他射的など、子供たちが喜ぶ内容に加え、君たちの未来をつくる木をつくり、将来どんなまちに住みたいかの思いを書き込むこともできるようになっていました。さらに投票済証の提示で、お店ごとに何がしかの特典が得られるとのことでありました。

代表の吉野さんに伺ったところ、せんきょマルシェのおかげで投票率が向上したというほどの数字は出なかったそうです。犬山市は期日前投票の投票場所が4か所ほどありまして、1か所だけでやったので、それほどのことはなかった。ただ、親子で投票に来られる、今回は2度

目ということで、1度目こういうことだったということがよく分かって、2度目に小さなお子様を連れた親子連れが増えたということをおっしゃっておられました。

そこで、吉野さんとのお話でも出てきたことでありますけれども、平成28年6月19日に公職選挙法が改正されました。投票所内への同伴が、乳幼児及び投票に入ることについてやむを得ない事情がある者とされていましたが、同伴基準が、乳幼児の部分が18歳未満までの子供全体に改正されました。

この趣旨は、選挙人が子供を投票所に連れて行くことにより、家庭で選挙や投票に関することが話題になるなど、将来の有権者への選挙啓発につながるものと期待されていますと栃木県内のある町のホームページには紹介されておりました。

さらには、高橋亮平さん（日本政治教育センター代表理事・メルカリ経営戦略室政策企画参事）掲載データによりますと、両親が投票に行けば子供の投票率は71%になるとあります。これは、日本でなく、「ブリュッセルの政治動向分析」からのデンマークのものですが、そのまま日本に当てはまらないかもしれません。

もう一つ、総務省のデータがあります。これは衆議院選挙（昭和43年から令和3年）、参議院選挙（平成元年から令和4年）の各年代別の投票率の推移のグラフがあります。これを見ると、大災害のときに投票率が下がっているということに気がつくと思いますが、さらに年代別に見ると、投票率の低い順から20代、30代、40代の順になっているということです。そして、それぞれの推移の変化の形は、年代ごとに同じような形を示しております。

このことをさきに述べた親子で選挙で考えますと、子育て世代である30代、40代の投票率が低いということは、将来その子供世代の投票率も高くない可能性が大きいと考えざるを得ません。これは、民主主義の崩壊のトリガーになってしまうという可能性も秘めております。今こそ主権在民の根本である選挙の重要性の啓発に取り組み、笠松町の未来を育む人材育成に力を入れていくべきだと考えております。

そこで一つの提案ですが、笠松町でも、投票所を出るときに発行している投票済証に加え、子供同伴で投票に来られた有権者向けに、子供同伴投票済証のようなものを笠松町として発行していただくことはいかがでしょうか。投票済証について法的根拠は特になく、子供用のものを発行しても問題がないことを岐阜県へ確認済みであります。さらに、そのカードを御朱印帳やパスポートのように貼っていくというようなことを笠松町内の団体が計画してもらい、成人後にはそのまま投票済証を貼ってもらうようにするというのもいかがでしょうか。子供の間は、何がしかの御褒美がその段階からあってもいいのかもしれないかもしれません。

また、笠松町内でも、選挙マルシェに賛同して開催することができる団体が立ち上がったときには、最大限の協働をしていただけませんか、お考えをお聞かせください。

この子供同伴投票済証の発行や御朱印帳的な発行を引き受ける団体が出てきたときは、予算

を含め、最大限の効果的かつ積極的な支援をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

今までは私の考えた文章なのですが、最近はやりのというか、いろんなところで取り上げられている生成AI、ChatGPTとか、Bardとか言われるものがあるのですが、それに、ここで選挙における投票は民主主義における主権在民の基本ですが、子供同伴で投票に行くように促す政策を町議会へ提案するための文書を依頼してつくってみました。一度読み上げますので、聞いてみてください。

提案文書、親子同伴投票促進政策の提案。尊敬する町議会の皆様へということで、ChatGPTが答えております。

私たち民主主義は、主権在民という基本的な原則に基づいています。有権者が自らの意思を反映させるために投票することは、この原則を実現するために不可欠です。しかしながら、最近の選挙では特に若年層の投票率が低下しており、この懸念が深まっています。

そこで、私たちは町議会に対し、親子同伴で投票に行くように促す政策の導入を提案いたします。この政策は、若年層の有権者がより積極的に参加し、民主的プロセスに関与することを奨励するためのものです。以下に、親子同伴投票促進政策の要点を御説明いたします。

1 番、投票所の子供向け活動スペースの設置。投票所内に、子供たちが安心して過ごせる活動スペースを設けます。絵本、おもちゃ、パズルなどの備品を提供し、子供たちが楽しく過ごせる環境を整えます。

2. 投票所での教育プログラムの実施。投票所にて、選挙プロセスや民主主義の重要性についての教育プログラムを実施します。子供たちについて、投票の意識や選挙に関する基本的な知識を提供することができ、将来の有権者としての意識を醸成します。

3. 家庭向けの情報キャンペーンの展開。投票日前に、家庭向けの情報キャンペーンを展開します。チラシ、ポスター、ウェブサイトなどを通じて、親子で投票に行くことの重要性やメリットを啓発します。

学校との連携。学校との協力を通じて、投票に関する教育を強化します。学校での投票に関連する活動やプロジェクトを通じて、子供たちに投票の意義を実感させますというような答えが返ってきたところではあります。

これは一つの提案であり、現実的にちょっと難しいなあというものであったり、本当にこれでいいのかというものがあったりということはあると思いますが、こういうものを一言書くだけで、数秒でこれが返ってくるということはすばらしいものであると。こういうことを通じて、またいろんなことができるのではないかなというふうに思っております。まさしく質問の仕方そのものなんですけれども、入れると本当に数秒で返ってくるんですね、これが。すばらしいと思います。

最後に、教育長への質問です。

このような長い年月を見据えた親から子への民主主義の連鎖を、教育委員会としてはどのようにお考えになられますか。また、投票率の低減について、教育委員会としてどのようにお考えですか。主権在民をどのように今日の学校で教えておられるのでしょうか。お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） おはようございます。

では、川島議員さんからの選挙の投票率の向上についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

まず初めに、投票率の低下は全国的な課題でもあり、他の市町村では投票率向上のための活動が実施されているところであります。そのため、行政や選挙管理委員会が、有権者に対し投票は貴重な権利で、投票に行きましょうというような号令をかけても、政治を身近に感じていない有権者であれば、必ずしも投票行動につながるものではないと思われれます。そのためにも、有権者が政治を身近に感じる必要があると改めて思う次第であります。

議員の御質問の投票率向上を目的とする団体への協力、支援のお答えといたしましては、選挙に関し、有権者自らが行う活動に対しましては自由な活動であるものではありませんが、特定の政党、候補者、思想などの情報発信をすることではなく、若者などをはじめとする投票率の低い層に対し、選挙に関心を持っていただけるような活動事業であれば、選挙管理委員会などと協議・調整を行い、行政として可能な限りで支援していきたいと考えているところであります。

続きまして、子供同伴投票済証、御朱印帳的な発行に対する支援についてのお答えであります。現在、選挙管理委員会または明るい選挙推進協議会で行っている若年層に対する選挙啓発は、新成人への選挙制度のパンフレットの配布、小・中学生への明るい選挙啓発ポスターを募集し、優秀作品を町美術展開催に合わせて展示しております。また、中学校の生徒会選挙時に投票箱を貸し出し、実際の投票に近い形を行うなどの取組が行われるところであります。

現在は、選挙を少しでもより身近に感じていただくため、かさまるくんのイラストを利用した投票済証が発行されており、議員の言われる子供同伴の投票済証、御朱印帳的なものについては、投票率の低い世代をターゲットにするものであると思われれますので、これらの方法も含め、選挙管理委員会と検討を行っていききたいと考えております。

私からは以上になります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） おはようございます。

川島議員の御質問、選挙投票率向上に関わり、2点についてお答えをさせていただきます。

初めに、民主主義の連鎖という点についてお答えをさせていただきます。

民主主義につきましては、教育基本法第1条、教育の目的において、平和で民主的な国家及び社会の形成者とあり、全ての国民が持つべき資質であることがうたわれております。

議員御指摘のとおり、長い年月を経て家庭内で醸成される民主主義の連鎖は、家庭教育における重要な役割の一つであると考えております。社会における日々の出来事あるいはニュース、あるいは子供が学校で学習した内容を話題として、親子で感想や考えを交流、相談する場や、選挙会場へ親子で向かうなど、社会参画につながる体験を持つことが家庭内の連鎖として必要なことであると考えております。

一方で、学校教育も重要な役割を担っております。家庭教育と両輪で進められるべきものと捉えております。民法の改正により、成人年齢が18歳に引き下げられました。10年後の社会を見据えたときに、現在の小学校2年生の児童が成人となります。そうしたことも含めて、学校教育においても主権者教育の充実を図る指導を進めております。

具体的な学習内容といたしましては、小学校国語の5年生で「どちらを選びますか」、小学校社会科6年生で「私たちの生活と政治」、この単元の教科書には、議員を選挙で選ぶ市民・町民には大きな責任があると、そこまで書いて記載してございます。

さらに中学校社会科、歴史分野の「民主化と日本国憲法」、公民分野の「現代の民主政治と社会」、中学校道徳における内容項目12の「社会参画、公共の精神」等がございます。これらは、まさに学校教育全体で民主主義を形成する国民の育成を図るものと捉えております。

さらに町内の高等学校では、教科「情報」や社会科に加えて、新設教科「公共」の授業が行われております。また全校集会では、18歳成人の自覚を促すための指導として計画的に行っているという話を聞いております。

教育委員会といたしましては、義務教育課程の児童・生徒に対しまして、高等学校との接続も意識した教育が充実するよう今後も努めてまいります。

続きまして、投票率の低減について考えを述べさせていただきます。

令和4年8月に文部科学副大臣を座長とするタスクフォースにて、次代の主権者教育に求められる政治的・経済的教養の教育に関する議論がなされ、その取りまとめが公表されております。このまとめによりますと、主権者としての自覚を育てる教育の重要性として、国政選挙における若年層の投票率は、他の世代に比べて低い結果が続いているという現状を踏まえつつも、1つ目、子供たちが、自分が社会を変える力があると認識できるような経験あるいは実感をすること。2つ目、我が国の伝統や文化を深く理解し、社会に貢献する態度を養うこと。3つ目、対話を通して粘り強く相互理解することができる経験を積むこと。これらを重ねることで、主

権者としての感覚を身につけ、そして投票率の向上につながると述べられております。

笠松町内の小・中学校では、さきに述べました授業を通して、主権者としての資質・能力の育成を図るとともに、児童会や生徒会、学級組織を編制する際に話し合いで折り合いをつけることや、あるいは選挙・投票により児童・生徒なりの民意を反映させる経験を積んでおります。ほかにも総合的な学習の時間や社会科の授業で、みんなが住みよいまちづくりについて体験活動や話し合いを重ねております。

また、笠松町主催で行われております子ども議会、あるいは、かさまつ子どもまちづくり会議も地域・行政が行うことができる主権者教育であり、その充実も期待しているところでございます。

教育委員会といたしましては、主権者教育の一つである選挙の体験的な取組については、公職選挙法の留意点を踏まえた実践となるように指導・助言を行ってまいります。それらの経験と知識が融合し、子供たちが教育基本法第1条に述べられております成人に育つことを目指し、義務教育段階での指導が一層充実するよう努めてまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 町長も、それから教育長も、大変御丁寧な御答弁をありがとうございます。

おおむね私の言わんとしておることに対して、賛同いただいたというふうに理解はしておりますけれども、もちろん先ほど言われましたように、特定の個人や団体を応援するような形になっては、絶対に許されるべきではないとは思っています。

ただし、身近なものになっていないという話が町長の答弁の中にあったと思うんですけれども、あれというのは、半ば振り返ってみれば、私たちや町長であったり、そういう立場の人間の努力がまだ足りないということになるのかもしれないというふうに、自己反省を聞きながらしておったのであります。なので、そういうことも含めて、今回こういうふうに取り上げさせていただいたという前提になっております。

先ほど申されましたように、例えば町内の団体であったりなんかが計画しても、やっぱり町であったり、選挙管理委員会などが、どうしても所管・所掌している部分というのが外せないということは、そういう人がやりたいと思ってもできないかもしれないということになるので、町としては、ぜひともできるような形で、具体的な計画は出さないかんですけれども、そういうものが出た時点では、できるだけできるような形で選挙管理委員会に働きかけていただけるかどうかということを1つ質問します。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて申し上げるまでもなく、やっぱり選挙は公正で、さっきも答弁さ

せていただきましたよね。特定の政党や候補者が利するような内容ですと、やはりいろいろ問題が生じると思いますが、その辺り具体的な計画等を見せていただいた段階で選挙管理委員会とも協議しながら、そこら辺りは前向きに検討はしていきたいなというふうには思っております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろんそういうことのないように、こちらも取り組んでいきたいと思いますし、そういうことはあってはならないと当然思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、先ほど教育長の答弁の中にも、家庭の教育力という言葉があったんですけども、御朱印帳とか、パスポート的なものという話の中で、例えば青少年育成町民会議の家庭部会というのは、家庭の教育力を向上させるという目的のために日々活動しておりますが、そこら辺りの団体がそういうことについて政策なりなんなりということをしてほしいなあと。

例えば、選挙済みでお渡しする内容、今、大人用のやつはかさまるちゃんとかがついているわけですけども、例えば子供用のやつには、選挙の啓発ポスターの優秀作品をそれに使ったり、家庭の日の普及のポスターの優秀作品を使ったりというようなことの提供も含めて考えたいというふうにもしなった場合は、またぜひ御協力をお願いしたいと思いますが、同じような答弁でよろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） またそこら辺りも、選挙管理委員会、またそういった提案してくれる団体と相談しながら、お子さんが興味を引くようなものはどういうものかということも含めながら、いろいろ考えていきたいとは思っています。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

教育長のほうなんですけれども、先ほど述べられました「どちらを選びますか」というのと、6年生のやつも、ちょっとネット上で分かる範囲で私もちらちらと見させていただきました。

「どちらを選びますか」というのは、ディベートを中心とした方向性だったと思いますけれども、きちんとそういうことをディベートできるような子供たちを育てるという意味では、非常に根幹的な部分かなあというふうに思いますし、6年生の「私たちの生活」というのも、もちろん本当に実際の内容について勉強する部分だなあというふうには思いました。

1 つ質問なんですけれども、先日、憲法の勉強会に行ってきました。いろいろそんなところへ行って大丈夫かなあと思いながらも、一応勉強のために行ってきたんですけれども、お二人

に質問なんですけれども、日本国憲法というのは誰が守るべきであるというふうに規定してあると思いますか。

すみません、2つあって、「国民全体」と「国民全体ではない」という選択肢があったんですけれども、それでそういう質問を受けました。お二人ともどうかなあと、主権在民ということはどうお考えかなあというのをちょっとお聞きしたいなと思っています。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ちょっとあまり私、憲法学とか分からないんですけど、一般的に国民全体というふうに思うのですが、こういう質問の場合はとやかく引っかけ質問ですので、国民全体ではないような部分もあるような気がします。ちょっとごめんなさい、分かりません。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） すみません、私もそのところをしっかりと考えたことはないんですけれども、当たり前のものとして今まで捉えておりましたので、私はやっぱり一人一人という点で考えたときに、国民なのかなということは思っております。今は思っております。また勉強させていただきますので、お願いします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

私もそのときは国民全体というほうに手を挙げました。言ってみれば、いわゆる法をつくるときの一番基になる憲法ですので、法を守るということは全国民のことだというふうに考えて、全体であるというふうに思ったわけなんですけれども、実は憲法第99条に記載がありまして、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに書いてありますので、一番に憲法を守るべきというふうに定めてあるのは、公務員であるということが前提になっています。多分新職員のとか、新教員の服務宣誓式の中には、憲法を擁護しという言葉が含まれていたと議長で参加したときには思っておりますので、その部分はここで盛られているんだなあというふうに思うわけです。

そのときには、やっぱり私が思ったのは、その会場に見えた方も結構の方がやっぱり国民全体であるという答えを出されていた。ということは、憲法を教える教えないとかじゃなしに、主権在民ということを教え切れていないんじゃないかなあというふうにすごく思ったわけです。だから、それは別に教育が悪いとかいいとかじゃなくて、現在そういう状態なんだろうなあというふうに非常に強く思ったので、今回ちょっとお聞きさせていただきました。申し訳ありませんでした。

主権者教育について、先ほどタスクフォースのお話をさせていただいたのですが、そのタスクフォースの前の段階で主権者教育推進会議というのが開催されていまして、それは平成30年

8月から令和3年3月末まで行われています。その中には、11年何か月かやられた岐阜県の教育長である松川さんも参加されておる中で、多分そのタスクフォースの中へもこの意見というのは入っているんだなあというふうに思っておりますけれども、ただ、一つこの議論の中で、最終的に座長の方が入れたかった言葉に、選挙の義務化みたいなことがあったそうです。結局それは最終答申の中には入らなかったようなんですけれども、まあ、よかったなあというふうには思うわけなんですけれども、その関連資料を読んでいますと、結局以前は60年代安保、70年代安保ということで、それから赤軍派の事件があったりということで、政治的について非常に厳しい時代というのを通りました。日本も。あの時代というのは、そういうことを口にすることがあまりよくないことであるというような風潮が流れたと思います。もちろんそれは学校教育の中でも、具体的な政治的事象の取扱いというのが禁止されました。そういうことを経て。

今回、先ほど言いました2015年に、18歳まで選挙権の話と大人の話、経緯として政治的具体的事象を学校で扱ってもよいというふうに今度改定をされております。わざわざけんか腰にやる必要はないんですけれども、そういうことが、例えば今なっていちゃる先生方というのは、全員そういう事象を教えてこられなかった方ばかりだと思っています。先生と言われる、私もそうですし、多分教育長も、町長も、そういうことは、学校で政治的な具体的事象というものを題材にして授業を受けたということはほとんどないと思います。なので、その方々にすぐこれをやってくれというのは、大体国の方針を最終的には示していないので、難しいとは思っています。

ただし、先ほど言われましたように、家庭の中で受け継いでいく。この話を実は教育長にお部屋でさせていただいたときに、教育長さんは、自分のお父さんに誰に投票したのと聞いたら、そんなことは子供が知らなくてもいいと言われたという、時代背景からいうと、そうだろうとは思いますが、そういうことではなくて、やっぱり実際に子供に聞かれて、答えられるような人に投票してほしい。ただ単に投票率を上げればいいという問題ではなくて、例えば、順番に名前書いてある一番右にあったで、その人に投票しましたよというようなことを子供に伝えてほしくないという思いもありまして、ぜひとも親子で投票というのを繰り返していく。

例えば戦後、今年で78年になりますけれども、去年で77年、ちょうど明治維新から戦後までが77年というところで去年が折り返しだったわけなんですけれども、そういう時代を、年代を重ねてきたからこそ今の時点になっている。ということは、それをある程度、例えば普通選挙を勝ち取ったようなときに戻ろうと思うと、それぐらい同じぐらいの時間はかかるんじゃないかなあということで、やはり地道にやっていくという形の中では、家庭の中への家庭の教育力を利用して民主主義の連鎖を続けていく。主権者教育の連鎖を続けていくということが一番の近道ではないかなあというふうに考えておりますので、いろんなことを言いましたけれども、ぜひとも前向きに、学校側も、先ほど生成AIの中でも学校の協力ということをやっています。

したこともありますし、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、ちょっと余談になるんですけども、事前に通告もしましたのであれなんですけれども、生成A Iを記載させていただきました。最近物すごい普及で、確かにそれがすごいいいものであるのかどうかというのは、まだちょっと眉唾的なところもたくさんあって、実は質問の仕方によっては全くでたらめな答えが出てくる場合もあります。ましてや中身の動きは全部英文で動いていますので、英語で質問したことと日本語で質問したことに大きな差が出てくるという問題点もあるようでありますけれども、こうしたことで、例えば仕事の中の使い方によっては、行政の仕事でも、それから学校は、教育の仕方によってはこんな使い方というのが広がってくるのではないかなあと。禁止するだけではなしに、そういうこともあるのではないかなあと。

お二人に、生成A Iについてどのようなお考えを持たれているかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 生成A Iについてのお尋ねであります、このA Iは行政事務を利用する現時点の考え方という限定でお答えさせていただきたいと思います。

今後、業務の効率化を図るため、あるいは民間企業をはじめとした行政事務にも大きな影響を及ぼすのは間違いないと考えております。これから人口減少が本格化する、とりわけ若い人たちが減って、生産労働人口が減る中でA Iの役割というのは、生産性を高めるというツールとしても期待を寄せる声が大きいいというのは十分承知しています。

しかしながら、行政事務のいわゆる役場での仕事の場合は、個人情報扱うことも非常に多く、自動生成された答えには、著作権を含むもの、あるいは誤った内容が含まれていることもあり得ると現時点ではいろいろ指摘されておりますし、その安全性が確立されていない時点で、すぐに利用するというのは、正直申し上げて、今ちゅうちょしているところであります。

そのため、今後の技術の革新、成熟を見ながら、あるいはほかの自治体の利用状況を見ながら、また国やほかの大きな団体、民間団体のそういった流れも注視しながら、勘案し見極めていきたいというのが現時点の考え方であります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ChatGPTのことでよろしいですか。

まず教育に関わってということで、今ChatGPTの仕様については、13歳以下は使ってはいけませんよと。それから、18歳未満については保護者の許可がない限りは使ってはいけませんよというふうになっています。

また、これが教育のほうにどう使われていくかということにつきましても、文科省と国のほうで今審議しているところでございますけれども、私は批判的に物を見るというか、一つのデ

一タに対して、そういった力は非常に大事なかなというふうに個人的には思っております。

それから、実際にChatGPTを私も使ってみました。実にすばらしいというか、すごい。すばらしいというか、すごいところなんですね。

ただ、あれを読んで、本当に全部が全部当てはまるのか、実態に即した回答になっているのか、あるいはこちらの側面から見たときにはこういう回答だけれども、こちらの側面から見たときに違うんじゃないのかといったことを感じたり、ただ、いろんな視点が、5つ6つ視点が出てきますので、自分になかった視点というものの、気づかなかった視点というのは、そこからヒントを、ああ、こういう見方もあるんだなということは勉強になりました。

だから、結局今ある情報をChatGPTが寄せ集めて一つの回答をつくるわけですが、その回答を丸々信じてしまうというのは、これは人間社会が駄目になるだろうというふうに思いますし、そこからやっぱり自分の生き方とか、人々の生活とか、そうしたものをきちっと見て、そしてその情報を判断していくという力が非常に大事じゃないかなあと、そんなことを私は今思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

町長言われたように、全くそのとおりの答弁だと思います。本当にすばらしいというよりは、すごいものだなあというふうに思いますけど、今ChatGPTというのはバージョンが3.5と4.0というのがあります。無料で使えるのは3.5で、有料の版が4.0ということになっています。4.0になると、およそ英文の5兆語の言葉を記憶し、その言葉の後に最もつながる確率の高い言葉をつなげていくという形で文章をつくっていますので、非常に怪しい部分もあるのは現実的に否めないと思います。

それが、子供たちがそれこそ普通に検索をかけているデータが全部正しいとは限らないと同じように、これも一つのスキルとして、そういうものなんだということをお子へたちにも教えていかなきゃいけないし、使う側も、先ほど言ったように、新しい視点が生まれてきたりということであれば、それを公表するということではなしに、自分自身のスキルアップに使えるんじゃないかなあというふうに思います。

現実には、例えばバージョン3.5にしても4.0にしても、司法試験は合格できるそうです。両方とも。ただし、3.5の場合は合格者の下位10%だそうです。4.0になると上位10%で合格するそうです。

なので、これからさらにいろいろとやってくると、バージョンアップしてくるし、いろんなメーカーがいろんな形で出してくると思いますので、十分全体像の安全性を確認しながら、しかし、少ない職員でいかに効率的に行政を行っていくかという部分では必要になってくるであ

ろうというふうに思いますので、慎重に対応しながら、遅れないように対応を、もちろん教育のほうも、結局そういうことが理解できている教育委員会であるか、先生がいるかいにかによって、今一律にタブレットの教育を受けている子供たちにとっては、先生たちのスキルが、そのまま教育の差になってしまうという可能性が非常に高いというふうにも思っておりますので、ぜひとも真摯に受け止めて取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は2つの質問となります。1つ目は、小学生の体験交流について。2つ目は、シニアの皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりについて。以上につきまして質問させていただきたいと思います。

1つ目の質問は、小学生の体験交流についてです。

中学生の体験交流、グアム島派遣が、新型コロナウイルス感染拡大により2020年以来中止しており、関係者から海外より国内交流に変更してはどうかとの意見があり、いろいろと検討を重ねた結果、競走馬の産地である北海道新ひだか町が馬つながりで適した地であるとの結論に至りました。

ところが、新型コロナウイルス感染の影響により、実施には至らず、コロナ感染が落ち着き始めたことから、本年8月2日から5日までの3泊4日で中学生20名を派遣することとなりました。こうした状況を受けて、町長と全議員で4月26日と27日の2日間、新ひだか町を訪問し、体験交流の正式なお願いと中学生が体験する施設を見学してきました。

新ひだか町は、競走馬の産地でもあります。御承知のとおり、昆布の産地でもあります。私も新ひだか町で購入した根昆布を一晩水につけてできる昆布水を頂き、美容と健康によく、こんなにおいしい昆布があるのかと初めて知りました。

さて、中学生の体験交流として、昆布の収穫体験、馬との触れ合いや乗馬によるホースセラピー体験、歴史と文化の体験など、笠松町や近隣市町では体験できないことが盛りだくさん組み込まれております。中学生にとって、こうした体験や交流は一生の思い出となり、今後の人生に大きく役立つものと確信しております。

一方で、町長は以前、三重県志摩市とも交流することを言われておりました。今年の春まつりには、志摩市の物産販売も行われ、大変盛況であったと思います。

そこで、町長にお尋ねします。

今回、中学生は北海道へ派遣することとなり、一方で小学生は、白川町での山の交流として日帰りにて実施されていましたが、令和4年度から中学生が対象の事業となり、笠松町には山

も海もなく、小学生の皆さんに海の体験交流を実施されてはと考えます。こうしたことから、町長が言っておられました三重県志摩市は距離的にも近く、小学生を派遣するには適地かと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

2つ目の質問は、シニアの皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりについてです。

笠松町の人口は今年4月30日現在で2万1,814人、そのうち世代を区切った人口割合は、80歳以上の方は2,212人で全体の10.14%、75歳以上の方は3,491人で同じく16.00%、70歳以上の方は4,923人で22.57%、65歳以上の方は6,039人で27.68%となっております。

笠松町では、シニアの皆さんが心と体が健康に暮らせるよう、多くの方が芸術文化サークルや運動サークルにて活動されています。健康であれば医者にかかる頻度も減り、医療保険の抑制につながっています。私も太極拳やグラウンド・ゴルフに参加させていただいておりますが、私よりも20歳以上年上の皆さんがはつらつとしてプレーされたり、スコアもよかったりで尊敬しておりますが、このパワーは別の何かに生かしていただけないものだろうかと思うようになりました。

一方で、町内には運動するまでの体力のない方や、最近では独居老人の増加が問題となっております。私の住む町内会でも、亡くなって5日たってから発見された人がいて、これではいけないと言っていた矢先に、また亡くなってから4日ほどたって発見された方がいました。

独居老人宅は民生委員の方が毎月のように訪問し、体調や生活状況をお聞きになり、親身になってお世話をされていますが、食事等は自分で用意しなければならないケースもあり、お世話をするにも当然限界があります。

そこで、町長にお尋ねします。

この増加の一途をたどる笠松町の医療費や独居老人のお世話等の課題で、健康なシニアの方がシニアの方をお世話する、シニアのシニアによるシニアのためのまちづくりとして、希望される方が基本となりますが、買物の代行や配達、楽しい食事会などの催しを笠松町や町内会で話し合われ、実施される笠松町独自のシステムを構築されてはいかがでしょうか。

お世話された方には、単にボランティア活動ではなく、ある程度予算化し、さらに医療費を削減できたら、その分を加算し、皆さんが皆さんで助け合っていく町に、いずれ私たちも通る道ですし、今住んでいらっしゃる皆さんが笠松に住んでよかったと思えるような町になればと思います。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの御質問に対して、まず小学校の体験交流についてお答え申し上げます。

まずは今年度より新規事業、中学生の北海道体験交流事業の進捗状況を御報告します。

昨年11月の担当職員による事前視察では、有意義な研修プログラムとなるよう、先方の教育委員会担当職員と共に検討、立案するとともに、私も同行いたしました4月末の議会行政視察での新ひだか町への訪問では、行政及び議会との交流も深めることができ、笠松の中学生訪問、町を挙げて歓迎するとありがたいお言葉を頂戴いたしました。

応募状況につきましては、4月末から5月19日までの募集期間で、定員20名に対し37名の応募があり、これはコロナの影響も受け、これまで大きく行動・活動が制限されてきた生徒たちが、様々な体験に積極的に取り組む姿勢の表れではと感じております。参加申込書に記載する志願動機もしっかり書かれており、応募者全員を派遣してあげたいという気持ちは大いにあるところではありますが、夏休みのハイシーズンということで非常に混み合っておりまして、現在手配している飛行機やホテルの追加手配が難しいため、この6月8日に、応募者自らによる抽せんにて派遣者20名を決定いたします。

その後、研修プログラムの確認、新ひだか町やアイヌ文化を学ぶ事前研修を実施し、8月の本番を経て、9月には各個人が派遣事業で感じたことを発表する事後報告会を開催いたしますので、議員の皆様にもぜひ参加いただければと思います。

そして、御質問の三重県志摩市についてであります。3月の安田議員の総括質疑の答弁でも述べさせていただきましたとおり、現在、商工会やイベントを通じた交流を進めており、春まつりのブース出展では、2日間と短いものではありませんでしたが、多くの町民が志摩市直産品をお買い求めになられました。

また、志摩市長も笠松本まつり当日に来町され、みなと公園や八幡神社を訪れ、当町の雰囲気味わっていただくよい機会となり、双方の交流を深めるイベントとなりました。今後もリバーサイドカーニバルなどへのブース出展などによる交流を進めるとともに、産業や防災、歴史、文化、住民間の相互交流を推進する友好自治体の提携も視野に進めてまいりたいと考えております。

志摩市では、本格的なマリンスポーツを体験できる施設も数多く有しており、海のない岐阜県の子供たちにとって、貴重な経験を積むことができる観光地でもあります。来年度の児童・生徒交流事業につきましては、志摩市における交流施設の選定、受入れ体制の確保などの協議を進めるとともに、新ひだか町の応募状況や今夏の派遣実績を踏まえ、北海道と志摩市を組み合わせた事業として検討してまいりたいと考えております。

次に、シニアの皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりについてのお尋ねであります。

議員も御承知のとおり、我が国では少子高齢化が進展しており、団塊の世代の方々が全て75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%になると推計されております。国においては、2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで

続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、市町村においては、3年ごとの介護保険事業計画の策定実施を通じて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を行っているところであります。

この地域包括ケアシステムにおいては、医療、介護といった専門的サービスの前提として、生活支援や予防といった分野のサービスを地域の特性に合わせて構築することが重要であります。生活支援とは、町や社会福祉協議会のほか、老人クラブ、町内会、ボランティア、NPOなどが主体となり、カフェやサロンの開催、安否確認、配食などを行い、いつまでも地域で元気に暮らすための仕組みをつくっていくものであります。

当町におきましては、地域の活動のベースとなる町内会や老人クラブ——当町におきましてはいきいきクラブの名称で活動されておりますが——による地域の実情に合った活動をはじめ、住民主体で運営されているふれあい・いきいきサロンが、令和5年4月現在で西宮町をはじめ計11か所あり、また在宅でのごみ出しや電球取替えなど、ちょっとした困り事を助けてくれるボランティアが2団体活動しております。

さらに高齢者の見守りとして、議員の御質問がありました民生委員による活動のほか、高齢者宅を訪問することが多い民間事業者などと連携し、高齢者見守りネットワーク事業を行っています。

一方、介護予防としましては、介護予防体操の集いの場や認知症カフェなどを行っており、加えて、社会参加、社会的役割を持つことが高齢者の生きがいや介護予防につながるということから、地域住民同士で助け合えるボランティアの養成に努めてまいります。事業の実施に当たりましては、生活支援コーディネーターの配置を社会福祉協議会に委託し、御説明した以外にも、体制の整備やサービスの充実を図ってきたところであります。

議員の御提案の笠松町独自のシステムにつきましては、既に実施しているこれらの事業に該当すると考えられますが、地域包括ケアシステムにおいては、地域のニーズに応じた住民をはじめとする多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図ることが重要であると考えております。

以上のように、高齢者を含む住民が互いに支え合う体制づくりにつきましては、既に取組が進んでおり、現在はその充実を図っていく段階ではありますが、ここ数年はコロナ禍の影響もあり、活動が休止し、もしくは縮小となっている事業もありますので、今後改めて地域で支え合う体制づくりを進めていく中で、その時々地域のニーズに合った地域包括ケアの充実を図っていきたいと考えております。以上であります。

○議長（尾関俊治君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 關谷樹弘議員の質問を許します。

○2番（關谷樹弘君） 質問に対しまして、御答弁をいただきましてありがとうございました。

質問1の小学生の体験交流についてですが、職業柄、私は小学生と話をする機会が毎日のようにあるんですけど、中学生の皆さんが北海道へ行くことになったと話をしてしましたら、とても羨ましがる子が多く、では小学生のみんなはどこへ行きたいのかというのを聞きましたら、圧倒的に海へ行きたいという返事が返ってきました。

今後、小学生の体験交流がされることになった場合は、大人たちが何々の経験をさせてあげたいという考えもあるかと思うんですけど、実際に行く子供たちから、何々をしたいという御要望がある場合に、それを聞いていただく機会というのはありますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 子供たちの声を聞くことも重要なんですが、要は受け入れていただける側の都合があります。特に海ですと、まず安全性の問題があるので、そこは担当レベルでまず安全確保をして、その中で子供たちが希望するようなものを考えていくことで、ちょっと順序は先に現場レベル、いわゆる志摩市さんのほうと、あくまでもこちらは受け入れていただくほうですので、そちらの考え方や御都合を優先した上でメニューを考えていくというのが本来あるべき姿じゃないかと私は考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。では、そのことをよろしくお願いします。

では、続きまして質問2番のシニアの皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりについて、3点ほど再質問させていただきたいと思います。

1つ目は、4年ほど前から笠松町のシニアの皆さんの割合は一定で、若者世代が減っていくと言われているんですが、この笠松町では表面には見えない、高齢の夫が妻を、妻が夫を世話する老老介護も多々あると伺っております。

これらについても、民生委員や御近所、町内会から大変に困っている御意見、御要望を吸い上げるシステムの構築が求められますが、誰一人取り残さないまちづくりのためにも、先ほど御答弁ありました中で、生活支援で配食というのがあるとお伺いしたんですけど、配食というのは、その頻度は毎日とか、週に何回とか、どのぐらいの頻度でされているのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 配食についての御質問をいただきました。

笠松町では、ふれあい型という形の配食サービスを行っておりまして、これは各地域で月1回程度で、ボランティアさんの協力で、社協さんメインのほうで実施されております。生活支援型につきましては、笠松町では、もう既にお弁当屋さんがいろいろ頑張ってやってみえますので、民業圧迫にならないという形もありまして、ふれあい型を取っております。

ふれあい型では、さすが毎食というわけにはいきませんので、高齢者向けのメニューとか、お届けの際に安否確認を実施している業者さんを包括支援センターのほうで紹介させていただいたり、笠松町のほうで作成しておりますサービスガイドブックに記載をして配付をいたしております。

そして、また食事に関しましては、配食に限らず、介護保険の中で食事を作ったり、ヘルパーさんが作ったりという方法もあつたりします。できることはなるべく御自分でやっていかないと、さらに状況が悪化することもあるかと思いますので、料理はできるけれども買い出しができないよとか、そういう方も見えると思います。その部分についても、ヘルパーさんとか、ボランティアさんが代行してみえる部分もありますので、配食サービスが全てではないというふうに思っております。その方に合ったメニューを組み合わせることが大切でありまして、その役割につきましては、ケアマネジャーさんが中心になって行っていくと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。とても分かりました。ありがとうございます。

以前、独居といいますか、お独り住まいの方にちょっと話を聞きましたら、その方はよく散歩をされる活発的な方だったんですけど、独居になられてから、健康づくりのために散歩はしなければならないんですけど、自分で自分の食事を作らなければならないということになりまして、買い出しというのはチョイソコを使ったり、家族に連れていってもらったりとかいうことなんですけど、自分で食事を作らなければならない。それが1日2食、3食とありますと、食事を作る時間にほとんど生活時間を取られてしまって、今度また運動の時間がなくなってしまって、運動の時間がなくなると体力がなくなって食事もう喉を通らないということに陥ってしまったという方がいらっしゃったんですけど、そういった方たちには、多分民生委員が聞きに行かれるかと思うんですけど、ちょっとやっぱり聞こえてこない声というものもあるかと思うので、またそういったところの対応も、もっと声を吸い上げられるシステムとかをつくっていただけたらと思います。

続きまして、これも町内の方からいただいたことではあるんですけど、福祉会館のお風呂が、こちらの町議会のほうでも昨年御説明等いろいろあったんですけど、福祉会館のお風呂が、シニアの方が御利用されていたんですけど、これが昨年の3月末で廃止されているということなんですけど、そこで町長さん、もしくは担当部長の方にお伺いしたいんですけど、このお風呂

の維持というのは、それぞれに補修などの維持費などの面からもあって廃止されたと思うんですけど、たとえお風呂が自宅にあったとしても、そこにお風呂があることで、福祉会館に行ってお風呂に入ること、友達といろいろお話ができるという触れ合いの場でもあったんですけど、このお風呂がなくなってしまったことで、友達に会う機会が一つ減ってしまって、とても残念だという方もいらっしゃると思いますので、入られる方のメンバーが決まっているという話もあったかと思うんですけど、福祉会館のお風呂について、もう一度再稼働についてどのような形か、ちょっとまたお聞かせください。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 福祉会館のお風呂についてのお尋ねなんですけれども、こちらは令和3年2月に行われました全員協議会のほうで御説明いたしたとおりでございまして、その際、やめるということにつきましては皆様御了承いただいたということで、現状、再開という考えはございませんし、私どものほうに直接再開してほしいというようなことは聞こえてきません。

ちなみに一番の大きな原因は、あそこはガス炊きでありまして、ガス漏れが起こっているというのが一番大きな原因になっています。ガスだけに、老朽化自体が爆発の危険もありますので、危険であります。それを改修するとなると、本当に多額の費用がかかるかなあと見込まれますので、そのような状況を令和3年2月のときに御説明を申し上げました。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 平岩部長さん、ありがとうございました。

確かに令和3年の全員協議会ではそのように御説明いただいて、廃止されたことに対しては、もちろん反対というわけではないんですけど、御町内の方から、今でもできればお風呂を復活してほしいというお声がありますので、またどんな形かちょっと分からないですけど、また機会がありましたらよろしくお願いします。

そして最後の質問なんですけど、シニアの皆さんが生き生きと暮らせるまちづくりに関してなんですけど、2025年にねりんピックが岐阜県で開催を予定されており、ここ笠松町では、グラウンド・ゴルフが大会会場として話が進められているとお聞きしました。全国からグラウンド・ゴルフ愛好者の皆さんが集まる中で、この笠松町の方もそれなりに成績を残すのは必要ですし、その大会運営をお手伝いされる人員もかなり必要とのことで、またこの大会までの練習環境の充実、これから行われるであろう国体やねりんピックの地区や県予選でも、いかに実力を発揮していただけるように環境の整備が必要ではないかと思います。

そこで、町長もしくは担当部長さんにお伺いしたいんですけど、これから少なくともねりんピック開催までは、選手の強化や人員の確保、関係者の大会参加への負担を減らすために、

国体やねりんピックの県予選大会には、これまた廃止されたものではありますけど、廃止された町民バスの代わりに、バス借り上げの費用を助成する制度の新設は御検討いただけませんか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ねりんピックにつきましては、まだ時間がありますので、そういった具体的な取組につきましてはグラウンド・ゴルフ協会や、あるいはその上部団体であります笠松町スポーツ協会の皆さんから要望を受ける、あるいは、担当部署として具体的な内容については協議しつつ、その中で支援を行っていくつもりでありますので、今時点でどういったことができるかというのは、直接グラウンド・ゴルフ協会の会長さんとか、あるいはスポーツ協会のほうからいただいていないので、ちょっと今の段階で具体的な御答弁は差し控えさせていただきますが、ただ、応援はしっかりさせていただくつもりではあります。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） どうもありがとうございました。

やはりちょっと先走ったところがありましたので、御答弁ちょっと御迷惑をおかけしましたが、グラウンド・ゴルフだけではないんですけど、四季の里を御利用されている方の健康管理のために移動式トイレの設置、町長さんのほうからしていただきまして、皆さんから大変助かっていますとお声もいただいていますので、今後またねりんピックに関しても、それだけではなく、またいろんな町民の皆さんが健康な心と体づくりができるように、またいろいろ町のほうでも、ぜひよろしくお願いします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

今回の質問は2つありまして、1つ目は円城寺厩舎跡地利用についてと、もう一つは地籍調査の進捗状況についての質問であります。

まず、最初に円城寺厩舎跡地利用についてであります。岐阜県地方競馬組合では、度重なる放馬事故を受けて、令和7年度中に円城寺厩舎から薬師寺厩舎へ移管することを決定しました。これにより、円城寺厩舎は令和8年4月以降取り壊し、その土地を地権者へ返還することになります。その面積は、岐南町の薬師寺も含めて10万平方メートルであります。笠松町の面積は全体で約10平方キロメートルで、そのうち市街化調整区域が約3割あり、実質土地活用ができるのは約7平方キロメートルで、円城寺厩舎跡地が笠松町にとって有効的な面積であることは言うまでもありません。

そうした中、本年度予算で笠松町と岐南町がその跡地利用に向けて、岐阜県の外郭団体である公益社団法人岐阜県都市整備協会に委託して調査することにしております。時折しも本年4月28日に議員研修で北海道北広島市のFビレッジを訪れ、その広大さを目の当たりにしてきました。総面積約33万平方メートル、円城寺厩舎の約3倍であります。

北広島市では、平成25年の都市計画マスタープランや平成30年の北広島市立地適正化計画等で、北広島市中心街の北東地域の丘陵地帯をきたひろしま総合運動公園として開発する計画を持っていたようです。そこに、日本ハムファイターズが拠点としていた札幌ドームから新しい拠点球場へ移転する動きがあり、北広島市が平成28年6月に誘致に手を挙げ、平成30年3月に候補地として内定され、本年今年3月にボールパークとしてエスコンフィールドが完成しました。また、JR千歳線の北広島駅から球場までシャトルバスで輸送する遠隔地であることから、現在Fビレッジに新駅設置をJRと協議中とのことです。

そこで、町長にお尋ねします。

円城寺厩舎の跡地利用について、岐阜県の外郭団体へ調査委託することは結構ですが、あと3年で厩舎移転が完了することになりますので、跡地の利用をどうするのか、笠松町や岐南町の町民の意見を伺い、早く青写真を描かなければならないと考えます。それは、地権者への跡地利用に協力を求めるにも必要不可欠なものであると思いますので、町長の考え方を示してください。

次に、地籍調査の進捗状況について質問いたします。

地籍調査とは、土地1筆ごとに所有者や地番、地目を調べ、境界の位置や面積を測量する調査であります。1951年に制定された国土調査法に基づき、全国の市町村が主体となって実施していましたが、調査が思うように進まなかったことから、1962年に国土調査促進特別措置法を制定し、目標面積などを設定する国土調査事業10箇年が制定され、本年は第7次の計画期間に位置づけられております。しかし、多様な問題点が浮かび上がり、岐阜県内の進捗率は2021年度末で18.1%にとどまっているようであります。

4月30日の中日新聞によると、土岐市の実例が掲載されており、2002年に調査を開始したものの、1つの字には数百筆の土地があり、字ごとの調査完了までに5年ほどかかるとのことです。

そこで、笠松町での調査について、平成27年（2015年）から笠松地域を対象に開始しましたが、空き家や調査時の立会いなどにより、住宅密集地域でなかなか進まない状況となり、現在は笠松地域の北部を対象に進めているとのことでした。ちなみに、令和4年度末の進捗状況は7%だそうです。

この調査は、法務局に登録してある土地が正しく測量されたものかを確認するためのもので、個人財産に影響を与える可能性もあることから、町民にとって重要な事業ではないかと考えて

おります。しかしながら、この事業がなかなか進まない理由として、調査の事業費は国が半分、県と市町村が4分の1ずつ負担することになっていますが、行政サービスの拡大による予算確保が困難となってきた。また、事業を展開するための専任職員の不足や土地所有者の高齢化、空き家などによる確認が困難となっていると新聞報道されておりました。

そこで、町長にお尋ねします。

最初に、先ほど申しましたように、この事業が町民の財産を確定するためのもので、町民にとって大変重要なものであります。いろいろな問題はあると思いますが、一日も早い事業展開ができるようにしていただきたいのですが、笠松町において、岐阜県内の進捗状況より進んでいないのですけれども、その理由は何なのか、それに対処するためにはどうするのか、町長の考え方を示してください。

次に、既に終了した土地が笠松町の台帳と異なっていた場合、固定資産税の徴収に影響が出るようになるかと思えます。そうした事例はあったのか、お尋ねします。

次に、調査の結果、笠松町や法務局の台帳と異なっていた場合、法務局への登記変更は誰が行うのか、併せてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 伏屋議員さんの御質問、まず最初の円城寺厩舎跡地利用についての答弁をさせていただきます。

円城寺厩舎の跡地利用は、議員御指摘されるように、笠松町と岐南町にまたがる10万平米を超える一団のまとまった土地であります。1つ、その7割以上が市街化調整区域であること、2つ、98%が借地であり、多くの地権者を有していることとの大きな課題を抱えており、跡地を活用した開発行為には多くの制限が課せられていると認識しております。

今回、岐阜県都市整備協会に発注する調査業務では、市街化調整区域を含む円城寺厩舎の現状でどのような開発ができるのかといった課題を洗い出し、今後の具体的な開発事業計画の立案に役立てるものとして、岐南町との共同発注の契約手続を現在進めているところであります。この厩舎跡地活用は、両町の今後の発展に向けて非常に重要であり、足並みをそろえて連携を密にして検討を進めてまいりました。

また、この3月の県議会において、田中県議による一般質問、跡地活用に向けた県の取組に関する質問に対しても、県も、魅力あるエリアとなり得る可能性を秘めており、地元の活性化に向けて両町と連携していく旨の答弁がなされています。

本事業を進めるに当たり大事なのは、地域はもちろん、地権者を含めてどのような開発をしていくのか、みんなが納得することが必要と考えています。行政が一方的にまちづくり構想を

描いても、地域の合意形成が得られないようでしたら事業は立ち行かなくなります。跡地には多くの課題がありますが、大勢の方にとってメリットが感じられる事業となることが重要であり、これらの達成のためには民間の知見も必要でありますので、将来的には行政に加えて民間の参入も促し、開発計画を練ってまいりたいと考えています。

議員が提言されました町民の意見集約であります。当該地の大半が調整区域であり、開発許可の対象となるには非常に複雑な要件を満たす必要があります。まずは今年度の委託調査にて課題整理をし、実現可能メニューを洗い出すことが先決であると考えております。

また、大半が借地である点を踏まえ、地権者の意向を最優先にすべきであり、今後の交渉に当たり、実現可能な具体的な案を絞り提示したほうが地権者も判断しやすく、最終的には早期実現につながるものと考えます。

加えて、地権者への交渉は非常にデリケートであり、おのおのの町が早い現段階で広く意見、希望を伺うと情報が独り歩きするケースもあり、地権者の混乱を招く可能性が多く、全体計画に影響を与えかねません。地権者の対応につきましては、競馬組合、県、両町で足並みをそろえ、丁寧かつ慎重に進めてまいります。

なお、議員の皆様には、調査の検討の進捗状況について随時情報を共有し、跡地利用の検討を一緒になって進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地籍調査の進捗状況についてのお尋ね、まず進まない理由についてでございますが、地籍調査事業は、登記所に管理されている地図の半分ほどが明治時代の地租改正時に作成されている関係上、その図面と現状が大きく異なっていることが多く、そのままでは被災後のインフラ復旧の際に土地の境界や形状の復元が困難となってしまうため、国・県・町が連携して調査を行い、登記所の図面や登記情報の修正・更新をすることを目的とする事業であります。

したがって、市町村が1筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界の位置及び面積を調査後、各土地所有者と隣接者の合意の上、資料を作成していくこととなりますが、事業を進める上では住民の方々の理解と協力が大変重要となり、進捗にも大きく影響を及ぼすこととなります。

令和3年度末時点における全国の地籍調査の実施進捗率は52%となっておりますが、人口集中地区や山村部の進捗が特に遅れております。県内における人口集中地区の着手は15市町のみとなっているため、早急な調査が求められているところであります。

現在当町では、防災面から人口集中率の高い地域や土地流動性の高い地域を地籍調査の重点調査地域と位置づけており、1つ、人口密集率、2つ、基準点の設置状況、3つ、浸水想定区域、4つ、市街地の再生効果、これら4つの条件を勘案し、優先順位を決め、笠松地区から地籍調査事業を実施しておりますが、所有者の調査や境界の確定など、調査には多くの時間を要

しています。

その理由につきましては、1つ、笠松地区は不整形な土地や小さな土地が多いこと、2つ、土地に関する権利関係が複雑な場合があること、3つ、登記所が有する地図などの情報と現状の形状や地目等が異なること、4つ、土地所有者などが遠方にお住まいで、立会いなど調査に出席いただけないことがあることが上げられます。

当町の県内における地籍調査の進捗率は低い状況ですが、今申し上げましたように、当町では人口集中地区から地籍調査事業を進めており、人口集中地区の進捗率は19.4%で、県内で5番目に取り組んでいる自治体であります。複雑な土地ほど、地籍調査による地図などの修正・更新は、被災後のインフラの迅速な復旧や適正な固定資産税の算出につながるなど効果的に活用されますので、まずは現在着手している区域の早期完了に努めていきたいと考えております。

また、現在の計画地区の完了後は、人口密集率、浸水想定区域などを総合的に勘案し、新たな計画区域や地籍調査がスムーズに進められる体制を検討していきたいと考えております。あわせて、地籍調査の進捗には町民の方々の協力が必要不可欠でありますので、本調査の重要性、必要性について広く周知し、速やかな事業展開ができるよう引き続き推進していきたいと考えております。

続きまして、調査完了に伴う固定資産税についてのお尋ねでございますが、固定資産税の課税台帳は法務局の登記内容と同じ内容を登載することになっています。したがって、地籍調査の結果で登記の面積が変更された場合は、翌年1月1日までの町の固定資産税の課税台帳も登記内容と同じとなるよう修正し、翌年度の課税から固定資産税に反映されるものであります。

令和3年度中に地籍調査が終了し、法務局の登記の内容が変更された地域においては、土地の面積や合筆などの変更がありました379筆について、町の固定資産税の課税台帳も法務局の登記内容と同じになるように修正し、翌年度、令和4年度の課税から修正後の内容で賦課徴収を行っているところであり、納税通知書発行後には地籍調査に関する苦情はありませんでした。

続きまして、調査完了後の法務局への登記についてでございますが、地籍調査の流れを簡単に御説明いたしますと、町が調査区域の資料収集を行い、1筆ごとの土地所有者及び隣接者の方々と現地立会いを行います。その後、現地の立会い結果を基に図面を作成し、成果を土地所有者の方に確認いただいた後、町が登記所へ調査成果を報告し、その成果を基に登記所にて登記されることになっております。

したがって、土地所有者等の方々に御負担いただくことなく、修正・更新された登記情報が登記されることとなっております。以上であります。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。どうも。

それでは再質問しますけれども、まず円城寺厩舎の跡地利用ですけれども、市街化調整区域だということで県の外郭団体に何ができるんだということのまず調査をするということですが、それはそれでやっていただいて結構だと思います。

がしかし、先ほども言いましたように、地権者の方々に、ぶっちゃけた話、早く網かけをしないと、市街化調整区域だといいいながらも売買はできるわけですね。別に農業をやらなくても売買できてしまうわけですので、あそこが投資目的で、将来的な展望として買うという不動産会社がたくさん出てきたときに、あそこが開発できなくなってしまうんじゃないかという懸念を私は一番持っているんです。ですから、早くその地権者の方々と話し合いをしながら開発できるようにしていきたいと思う。

先ほど町長も答弁されたように、あれだけの広大な土地というのは、笠松のこの小さな面積の中ではなかなか出てこない土地ですし、ましてや平成2年にJR東海と交わした新駅構想の覚書もまだ生きているわけですね。ですから、それも踏まえながら、笠松町としての将来展望を考えていく必要があるんじゃないかということでもあります。

したがって、あそこを例えば先ほど言いましたように、民間の方々に意見を聞きながら、全体を大きなものを描けばいいです。最初は。そこから、調査の結果、こういうことは駄目です、こういうことは駄目ですよということで、KJ法でどんどん削っていくという手法もあると思うんですね。ですから、私はそういうことで全体像をまずはいろんな方々の意見を聞きながらやっていくと。

確かに町長が心配されているのは分かります。そういう動きをすると、先ほど言いましたように、地権者の方々とか、不動産会社のほうが横やりを出すことも起き得ると思います。ところが、もう新聞に載ってしまった以上は、3年後にはあそこはなくなるんだということは皆さん知ってみえるんですね。ですから、それを早くやらないと、もう間に合わんのじゃないかなあという気がするんですけれども、もう一度町長に答弁をお願いします。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃるとおりです。

私も一番懸念しているのは、あの土地が、言葉は適切じゃないですけど、虫食いになって、あるいは地上げのようなことが起きて、にっちもさっちもいなくなるという事態が最悪のケースということは、実はそのことは既に競馬組合や、あるいは県の最高運営会議でも議題に上っておりまして、まさしく議員が御指摘のとおり、この土地を全て活用できる、これはあくまでも私見としてなんですけど、できることなら、そういう大手のディベロッパーさんとか、あるいは企業が、調整区域ですので、住宅地というのは非常に難しいと思いますので、工場やあるいはかい倉庫のようなものが来るとか、またあと調査・研究の中でほかの仕様があれば、できたら全て一括で有効活用していただければ、土地のいわゆる売買や、あるいは借地になるか

もしれませんが、そういった交渉も地権者の方とスムーズにいかれますし、また周囲の町民の方も安心されるんじゃないかということで鋭意進めてまいりますので、調査結果は今具体的な、私自身非常にせっかちですので、もうとにかく出せと。

ただ、ここには書いてありませんが、課題だけじゃなく、できることなら、よその先進事例で、こういった調整区域を含めた広大な土地で、これまでこういったことをやったよという具体的な事例をちょっと参考に研究してくれという要請はしてありますので、それを基に一番笠松町の発展につながる、また地権者の皆さんが理解と協力を得られるものをできるだけ早く立ち上げたいと、提示したいという気持ちは非常に強くあることを、この場で申し上げたいと思います。

〔7 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7 番 伏屋隆男議員。

○7 番（伏屋隆男君） 町長の考え方、そういうふうで私もいいと思います。

懸念材料は同じことを共有したというふうに思いますので、何とかあそこを全部うまく活用できんかなあ、活用したいという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の地籍調査の件ですけれども、岐阜県が、先ほど言いましたように18.1%、笠松町は7%で、人口密集地のほうでは19%ぐらいということをおっしゃったんですが、全国が52%というのは、東北と九州で農地の土地区画整理をやったことによって、それが地籍調査に代わったやり方をしていましたので、それが面積が大きいものですから、全部52%の。ところが、近畿と東海と東京周辺の関東エリアが進んでいないということも新聞には書いてありました。

そこで、笠松町は今進めておるんですけれども、今の進捗状況からいって、何年たったら完了するのかなということもあるんですけれども、かなり時間がかかるというふうに思います。

そして、国が半額持って、笠松町と県が4分の1ずつということなんですけれども、お金の件で進んでいかないのか、それとも今建設課のほうで立会いしてやっているんですけれども、人の面なのか、その辺はどうですか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、完了時期につきましてお話しさせていただきます。

こちらにつきましては、地籍調査の実施を検討した当初の事業計画におきましては、笠松町の地籍調査の事業につきましては40年を想定しておりました。しかし、先ほども町長の答弁がございましたように、いろんな課題がございまして、笠松地区は不整形な土地や小さな土地が多いこと、土地に関する権利関係が複雑なこと、登記所が所有する地形との情報の現状の形状に地目と異なること、土地所有者等が遠方にお住まいということでございまして、これらの要

因で調査が非常に遅くなっておりますのが現状でございますので、今ここでいつというのは非常に難しいお話なんですけれども、順次進めていきたいというような思いはございます。

ちなみに、笠松町の全体の筆でございますが、こちらにつきましては笠松町合計で約2万筆ございます。2万筆ございまして、これまで進めた内容の中で、第1地区で非常に進まない状況がございまして、いろんなことで確認を取りまして、地籍調査におきましてアドバイザー、国が課題に向けて支援していただけるアドバイザー制度がございます。こちらにつきましては、笠松町におきましても、令和3年度に地籍アドバイザーを国から派遣していただきまして、地籍調査の進め方について助言をいただきました。

現在、地籍調査の遅延に従事されておりますが、全国的に遅延している、先ほど議員おっしゃられたとおりに、この東海を含めまして、関東、関西、非常に遅れているというような言葉をおっしゃっておみえでした。

そこの調査をするに当たりまして、調査区の対象人数というのが200人、また筆数につきましては150筆、これを超えますと、問題が生じた場合、対応ができなくなりまして、遅延するおそれがあるとのことでございました。

現在、町では限られた職員で業務に従事しておりますが、専属の調査職員はおりませんが、調査地区に遅延が起きないように、アドバイザーの助言を参考にしながら今後も調査に遅延がないよう努めて、計画的に地籍調査事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 専任職員もないということで、何か聞くとところによると、国の補助金も予算がどんどん削られていって、100%来ないと。半額、2分の1国が持つと言いながらも、どうもそれが来ていないという話を聞くんです。

そこで、やっぱり40年ぐらいかかるという話を今説明されたんですけれども、恐らく40年ではできないですよ。もっとかかると思うんです。

そのためには、職員を新たに採用してでも、この事業を展開してやっていかないと、先ほど言いましたように、町民の財産なんです、土地というのは。これが明治以降、いわゆる明治につくったときに字絵図あたりで法務局に登録してあると思うんですけれども、そうじゃなくて、確定したもので、本当に財産を確定するというのでいくならば、早く事業展開したほうが町民の利益にもなっていくんじゃないかと。

逆に言えば、面積が減ってしまうケースもありますので、増えるばかりじゃないと思いますけれども、そういうことを早くやっていただきたいというふうに思いますので、職員をまず増やすことを検討いただけないかなあということと、国はそういうふうに減らしてでも、町が持

つ4分の1の中には特別地方交付税で補填されますので、町が4分の1実際に出すといいながらも、計算上では5%ぐらいで済むというふうにも言われております。

そういったことで、国の本体が削ってしまっておるわけですから、これは町長会としても、この事業を早く展開するためには、国の補助金を確実に100%執行するようにという要望を、町長会として国へ要望すべきではないかなということと思うんですが、その辺の考えはどうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃられるように、そういうノウハウを持った職員を、実は我々もいつも募集をしておるんですよ。いわゆる技術職を。

ちょっと話が横道にそれますが、残念ながらなかなか応募がないと。その一つの背景では、民間との賃金格差が、非常に今特にこの技術職あるいはICT関係、そういったものが非常に格差があり過ぎて、どうしても民間へ流れてしまう。よって、高いお金を払って民間のそういうアドバイザーをお願いしているというのが現状であります。

できることなら、自前のそういった職員があれば、特に地域の事情に精通しているような職員が当たればスムーズにいく場合もあると思いますが、そういった事情で、人がなかなか、こちらが欲しくてもなかなかそこへ来てくれないという現状を御理解いただきたいのと、また町長会のほうのあれは、そういった機会がありましたら、私は町長会でいうと、まだ1期目ですので、それほどでありますので、町長会長さんとか、ああいう役員の方に、またそういったお話があったということをお伝えして、国のほうへ要望できることでしたらお願いしたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 以上申しましたけれども、それぞれ笠松町にとって有益な事業だと思いますので、ぜひともまた2期目に頑張ってください、この事業がスムーズな展開ができますようよろしくお願いします、質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） この際、1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問させていただきます。

私の子供の頃のお盆の思い出といっても60年以上前のことでありますが、それは親戚が本家に集まり、よその子供たちと遊ぶこと。笠松川まつり（花火大会）の思い出として残っております。朝から大人の人々が麦わらで舟を作り、ちょうちんを飾り、夕方4時頃になると、食べ物を入れて、大人を先頭に木曽川の河原を歩いて水辺まで行き、ちょうちんに火をつけ、舟を流し、見送る。今でいう万灯流しのようなものであります。そして、夜は当然花火大会であります。近くへはなかなか連れていってもらえず、堤防に腰を下ろして花火を見るのが大変楽しみでありました。

その花火大会の開催状況を見てみますと、令和元年（2019年）は雨で中止、令和2年（2020年）、令和3年（2021年）は東京オリンピックの開催予定延期と開催があり、ガードマン不足のため安全な会場運営が困難なことや、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクに配慮し、中止となりました。また、令和4年（2022年）は、新型コロナ感染症拡大の影響で中止となりました。つまり、4年間花火大会は開催されていないのであります。

令和5年、つまり今年の花火大会は、新型コロナウイルス感染症が2類から季節性インフルエンザと同等の5類感染症への移行や、新型コロナの対応が大きく見直されたことにより、社会経済や私たちの生活もコロナ前に戻りつつあります。そこで、今年は盛大に開催されるであろう花火大会について質問させていただきます。

まず1点目は、今まで笠松川まつりは、笠松みなと公園を中心に開催をされてきましたが、例えば笠松みなと公園においては、8月14・15日はかさマルシェなどを開催し、8月15日の花火大会は打ち上げ場所を変更して、名鉄電車の鉄橋の上流に移動させ、笠松競馬場の向こう正面後方で打ち上げ、笠松競馬場のスタンドを開放して観覧席として利用してはどうかと考えます。町長さんの考えをお尋ねいたします。

2点目です。以前、岐南町から笠松町と花火大会を共同開催したいとの申出があったと記憶しておりますが、その後の状況についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの笠松川まつり（花火大会）についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

笠松川まつりは、元来、地元水天宮の例祭として行われ、明治に入って、お盆の8月15日に万灯流しと打ち上げ花火が行われるようになったと言われております。約150年続いているこの伝統行事は、笠松の夏の風物詩として、また実家から離れて暮らす方々にとっては、お盆の帰省の際、ふるさと笠松を体感できる行事として地域の皆さんに定着しておりました。

しかし、ここ数年は天候や警備体制の確保、コロナの影響などで中止が続き、その間、みな

と公園での花火開催を取り巻く環境も大きくさま変わりし、多くの課題が浮上し、コロナ前のスタイルでの実施が非常に難しくなっております。この機会に、議員の皆さんにも現在の課題を共有したく、順に上げてまいります。

まず1つ目です。御協力いただいた地元船頭さんのほとんどが廃業され、別途船頭さんを確保しないと、打ち上げ台船や万灯船の出艇ができなくなった。

2つ目、近年の地球環境意識の高まりを受け、川に流す万灯の完全回収が必須条件となり、万灯流しができない可能性が大きい。

3つ、台船による打ち上げ経費は、台船借り上げで30万円、運搬で70万円、その他人件費を含め総計約200万円の実績だったが、経費高騰により大きく値上げしている可能性あり。また、雨天中止の場合も支出する必要がある。

4つ目、川中での台船打ち上げをせず、河川敷での打ち上げとすると、みなと公園の大半が花火保安距離の確保のため立入禁止区域となる。

5つ目、みなと公園の大半が花火会場として利用できない場合、天端道路や交通規制をする堤防道路に観客を誘導したとしても混雑の解消とはならず、雑踏警備の観点から開催は認められないとの警察よりの指導。

6つ、コロナ前と同規模で開催するのであれば、規制道路の拡充、警備体制の強化、ガードマンの増員等を要望するとの警察の見解。

7つ、その他、令和元年経費見込みで花火約2,300発が600万円、ガードマンが150万円、会場設営が100万円、トータル1,050万円であったが、大幅な高騰が見込まれるといった状況になっております。

この川まつりは、春まつりやリバーサイドカーニバルと同様、笠松まちづくりイベント実行委員会にて開催内容を決定してまいります。先日開催された実行委員会の会議では、これらの課題を踏まえ、お盆にて従来と同じスタイルで開催することを断念したところであります。現在、商工会を中心に開催日を変更した夜市を中心としたスタイルのイベントの内容を検討していますが、お盆という特別な日での開催が浸透していることが薄れてしまう、広範囲にわたる交通規制への住民協力が得難くなるのではといった懸念など、なかなか課題をクリアできない状況でありました。

こうした中、議員が提案する笠松競馬場周辺へ花火打ち上げを変更し、より厩舎に近づくことは、音に敏感な競走馬に刺激を与えることになりかねず、放馬対策で慎重になっている薬師寺厩舎関係者にとっては、放馬リスクを高めることにつながり、理解を得ることは困難であると思われます。

また、岐南町の川まつりへの協力については、令和3年夏の郡町長会にて共同開催の打診があり、実行委員会でも岐南町企業の出展や特別観覧席の設置など、協力体制の検討を進めてい

ましたが、令和4年秋に、岐南町より新しい花火開催への変更を確認した上で協力内容を検討したいと、令和5年度は様子見としたい旨の申出がありました。

花火開催の可否については実行委員会で決定するものの、物価高騰や警備拡大などによる予算不足、経費に見合う地域活性化の効果、昔のような企業協賛が見込めず、ほぼ全額を税金で開催することに対する住民の理解など、議員の皆さんとも協議しなければならないと考えます。実行委員会では、引き続き川まつりに代わる花火について検討を継続するとのことですが、検討内容については、実行委員会の委員でもあります議長さんを通じて提供させていただきますので、その際には御協議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 答弁ありがとうございました。

笠松というところの売りとしては、やっぱり笠松競馬場を売りにしたほうがいいんじゃないかなというふうに私としては考えております。

それから、答弁の中で、笠松競馬場への花火の打ち上げの変更について、厩舎に近づくということで、競走馬に刺激になるのではないかというお話がございました。放馬対策で慎重になっておるときに理解が得にくいというお話でございましたが、その実行委員会には競馬関係者などが出ておられるのかどうか、そこら辺をまず1点お尋ねしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 競馬関係者は、私自身が競馬組合の副管理者ですので、ナンバーツーということで当事者であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） これも答弁の中ですが、動物はみんな音に敏感だということは承知しております。これは人間も一緒だと思うんですけども、30分間連続で上がるような花火について、私の意見としてはそうではないというふうに思っております。

なぜかといいますと、私の本家も馬が10頭ぐらい、実は昔おったわけでございますが、そんな話は聞いたことがございませんということで、大丈夫じゃないかなあというふうに思っております。

それと、人間でも眠れないときにはアイマスクがありますけれども、これもちよっと私の子供の頃の記憶で申し訳ないんですが、そういうアイマスクがあるように、馬にも何か耳に当てる耳マスクのようなものがあったような私は記憶があります。現在も多分あると思うんですが、競走で走るときには多分それをつけておった馬があったというふうに記憶をしております。

が、その辺はどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 馬の耳当てのそういういわゆる防音のあれは、あるとは聞いていますが、今どのぐらい使われているか、馬のあれにもよって違うと思うんですが、ただ懸念しているのは、もちろん放馬というか、そういうのは直接は厩舎の中へ入れますが、これまで笠松競馬場でいろんな馬に関する事故がありました。というのは、厩舎の中で暴れて馬がけがをしてしまうという。

御承知のように、競走馬というのは、いわゆる馬主さんから、調教師さん、厩舎が委託されたもので一種の商品であります。そして、それが例えば音でびっくりして厩舎内で暴れてけがをした場合、競馬組合あるいは調教師関係者の方が多額の補償をしなきゃいけないという過去にもそういった事例があったので、その辺りは非常に我々が思っている以上にナーバスになっております。

以上、そういった点を御理解いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） これはそういうことが全く否定的な、移動ができないという答弁だと思うんですけども、私はできるという前提でちょっと質問を続けさせていただきますけれども、企業の方の出展についても先ほど答弁がありました。そういう点であれば、競馬場についてもそういうスペースは十分にあるし、それから特別観覧席のお話もありましたが、例えば特席を使うとかいう話になれば、非常にできるのではないかなというふうに私としては考えております。

それから、岐南町との共同開催については、競馬場の開放により多くの人が観覧席で見られるということ。それから駐車場についても、三角駐車場（第1）、それから向こうのほうで、馬主の駐車場とかいうのが余っていますけれども、一部そういう駐車場を使えばできるのではないかなというふうに思いますが、そこら辺は、もしできるということを前提で結構ですけども、答弁いただけますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） その辺りは競馬場の協力が必要ということではありますが、実は御承知のように、夜間も他所のナイターを場外で発売していますので、もしかしたらその辺の日程調整が必要になってくるかもしれません。

いずれにしても、これは競馬組合のほうでそういった了解を得れば多分できると思います。なので、今この時点で私だけの判断、もちろん県と岐南町、そして組合、厩舎関係者、馬主、いろんな人たちの合意が得られればできる話ではないかと思いますが、今この時点で私ができ

るとはちょっと言い難い話です。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 私も全ての方に了解を取っているわけではございませんが、これは一部競馬場のほうへ確認をしたんですが、例えば今日花火をやるという日で、競馬場が競馬の開催をされておったとしても、町からの申出があればできますよという回答はいただいています。

例えば5時15分に終わるので、どれだけかは分かりませんが、例えば6時から人を入れるということであれば、対応できますというふうに回答はいただいております。参考までに。

それから、特に経費について、トータルで1,000万円を超えるお金が今までかかっておったという話でございますが、例えば台船で200万とか、ガードマン、それから会場設営ということで400万近くかかっておるという今答弁がありました。もしそれが移動できれば、そういうお金だけでも300万以上安くなるというふうには試算ができるんですけども、そこら辺のことについてはどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） まだその辺りは、正直競馬場の施設を観覧席というので、どのぐらいの額、いわゆる警察のほうの規制区域がどの範囲まで及ぶか。そうすると、例えばあそこでやると、今度は金池とか、あるいは円城寺のほうまで警備範囲を広げなきゃいけないという話になるかもしれないので、ちょっと試算していないので、これは幾らぐらいかかるのか、安くなるのか、それとも高くなるのかは、ちょっと今この段階では分かりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） いろいろ不確定な情報の関係で御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

取りあえず、私はできるという前提、できたら競馬場を使って開催していただけたらなという思いで質問させていただきました。

それでは、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 一般質問の前に、今までの議員の方々が誰も触れられなかったのがあれなんです。本日からユーチューブ配信が始まっているということで、私は議員になりまして一番これを望んでいたといいますか、議会の質問でも一回したことがあったと思うんですけど、今日こうしてユーチューブ配信がされるということで、この私が話しているのもユーチューブを通して見ていただいていると思っておりますが、これからもっともっと議会と町民と、町外の人たちも見ると思いますが、もっとこの町議会で何が行われているのか、また一議員が

どのようなことを考えているのか、そのようなことも見ていただけるようなきっかけになったと思います。それ以上に、私も含め、議員もいま一つ背筋を伸ばして頑張っていこうと思っている次第でございます。

それでは、改めまして、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日はなぜか競馬場に関する質問が多いのですが、私も競馬場を生かしたまちづくりについてと題して質問をさせていただきたいと思います。

先日、私たち議員も含め、北海道の新ひだか町を視察研修に訪れました。視察の一番の目的は、今年度笠松中学校が、体験交流事業として北海道新ひだか町での研修が行われるということがこの研修の一番の目的ではあったのですが、この新ひだか町を訪れて、特に私が思った、気になったことを1つ上げて、質問させていただきたいと思います。

この新ひだか町及び日高町は、馬産が盛んな町、つまり馬を産み育てる町ということですね。そういう町ではあったのですが、町を挙げて馬をアピールしているということにすごく気づきました。役場や宿泊したホテルにも、ポスターや馬の置物が至るところに置いてあったりして、馬がいる町というものをまちづくりに活用しているなあということをすごく感じました。

門別競馬場を訪れた際も、競馬場やその周辺の雰囲気がとてもアットホームで、家族連れやカップルの姿も多く見られました。また、話の中で、今はやりのウマ娘をまちおこしにうまく活用している事例なども聞きました。

そこで、私たちのこの笠松町において考えてみたのですが、笠松町にも御存じのとおり、笠松競馬場があります。私も小さい頃から近所に住んでいたということもありましたが、どちらかというと、人や車が多くて危ないから、あまり競馬場には近寄るなどか、競馬場は正直ギャンブルの世界で、子供が近寄るような場所ではないとか、そのようなことを言われたりして、失礼ながら、あまりいいイメージを持って育ったわけではありません。

しかし、あるとき、町外から来た私の知り合いにこんなことを言われました。馬が歩く町って、すごい町だよって。「馬に注意」なんていう標識って初めて見たということや、これはすごいことだよと、まちづくりに生かしたらいいのにと、そのときに言われました。そのときの自分は何も言えず、またそんな意見に反論してしまった自分もいましたが、今改めて思います。馬や競馬場をまちおこしに生かすべきではないかと。

議員になって、他地域の方と出会う機会が増えました。その方々と話をする際に必ず言われるのが、笠松町って競馬場があるところですよとか、オグリキャップの笠松町ですかとか、そのようなことを必ず言われます。逆に私自身も、競馬場やオグリキャップで有名な笠松町の者ですと逆に言うぐらいのところですよ。これは今ここにおられる方々は、一度は経験したことがあるのではないかなあと思う次第です。

にもかかわらず、先ほど上げた日高町のように、馬をまちおこしの一つとして利用していな

いのが今の笠松町の現状ではないでしょうか。中にいるだけでは気づけないことですが、先ほど話した友人の言葉は、他町から来た人が純粹に思ったことです。また、日高町のウマ娘の事例も無視する手ではないと思います。

そこで、町長に質問します。

町長も視察には一緒に行かれましたが、馬を生かしたまちづくりは目で見て体験されてきたと思います。今後、笠松町においても馬を生かしたまちづくりをぜひ検討してみましょう。競馬場には近寄るのではなく、家族で周辺に訪れることができるような周辺地域の開発、また競馬場のイメージを含めた意識改革も必要になるでしょう。

私は、以前から馬ふんを利用したまちおこしをいつか実現したいなあと思っておりますが、馬や競馬場と共存できる町を挙げて、ぜひまちおこしに着手していただきたいと思いますが、町長の御回答をよろしくお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 間宮議員さんからの競馬場を生かしたまちづくりについての答弁をさせていただきます。

笠松競馬場は、数多くの名馬、名騎手を輩出した競馬場として全国の競馬ファンから愛されており、平成初期に競馬ブームを巻き起こしたオグリキャップを輩出した競馬場として、一般の方にも広く認識されております。

また、最近では、スマホゲーム「ウマ娘 プリティーダービー」、人気コミックの「シンデレラグレイ」でも注目を集めており、4月末の連携イベントでは、平日にもかかわらず、昨年に引き続き非常に多くのファンが笠松競馬場を訪れ、レース後のトークショーでは大変な盛り上がりを見せたと聞いております。

当町におきましても、笠松競馬場は有力な観光資源の一つであると認識しており、これまでも様々な連携事業を展開してまいりました。新春に開催される恒例のファミリーマラソンでは、ふだん入ることのできない馬場でランニングする珍しさに加え、ダート、砂の苛酷さを体験できるイベントとなっております。

また、令和3年11月に開催しました歴史未来館の企画展「笠松競馬～オグリキャップのふるさとを訪ねて～」では、ウマ娘効果もあり、通常の3倍となる約2,400名が全国から来館され、特に若い世代が数多く見受けられた展示となり、この11月にも第2弾として、ラブミーチャンを中心とした競馬場の企画展を計画しております。

あわせて、競馬場関連のふるさと納税お礼の品も展開しており、以前からの冠レースとして自由に命名できる個人協賛レースに加え、最近では、特別観覧席入場チケットや場内売店で利

用できるグルメチケットを追加し、笠松町と競馬場の双方が有益となるよう実施しております。

加えて、ウマ娘関連としましても、今年のファミリーマラソン後の町主催の仮装イベントでは、コスプレイヤー40名ほどの小規模でありましたが、競馬場の協力により、本物の馬場やパドック、発馬機を使った写真撮影を実現され、その様子はNHKやネットニュースで取り上げられ、非常に大きな反響を得ることができました。

4月のウマ娘連携イベントに合わせて、ふらっと笠松での仮装イベントの写真のパネル展示や表紙を飾った広報紙、蹄鉄クッキーの販売などをSNSで発信したところ、多くの方がイベント当日に来店され、ゲーム、アニメの聖地として笠松町を広くPRしております。

これからも笠松競馬場を活用したまちづくりを、競馬場と連携を密にしてさらに進めてまいりますので、議員の皆さんにおかれましても、何かよいアイデアがありましたらどんどん御提言いただき、実現に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

今までいろんな形で競馬場とのコラボ企画というのは、今町長からの答弁をいただいたことも含めまして私も承知しているところでございましたし、今も町長の答弁の最後にも、これからももっとやっていきたいという御答弁もいただきましたので、これからもっともっと期待したいところではありますが、つい先日、魂生大明神さんの場所がきれいになりましたね。そこにも、魂生大明神の本当の意味合いというのは違うのかもしれませんが、競馬場に来られた方が一獲千金という思いがすごく込められて、新しくしたということを目にいたしました。

そのようなことで、変わってきつつあるなあということも一つなんですけど、もし既に今動いている、またこれから動こうとしている案件がもし少しでもあるなら、ちょっと教えていただけることがあれば教えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今動いている案件って、競馬場のそういう町の魅力発信に直接は関係ないかもしれませんが、笠松競馬の未来を考えるという、競馬関係者や、あるいは地元のそういう経済界の皆さんで組織している会があるのですが、そちらの御提案により、これもちょっと前に、去年ぐらいにお話しさせていただいたと思いますが、笠松町のふるさと納税を使った女性騎手のためのレストハウス、いわゆる休憩施設を、早ければ来月中にも笠松競馬場の敷地内にトレーラーハウス形式で設置するよう、今動いておるところであります。

これも一つ、笠松町が笠松競馬の組合、競馬場というよりも、関係者と協力してやっている事業の一つではないかと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） ありがとうございます。

私たちがあまり知る由もないところで、たくさんのそういう事業を進めていただいているということはすごくうれしいことですが、先ほど答弁の中にも SNS 配信という言葉が出てまいりました。私も立場上、いろんな SNS やユーチューブをはじめとしたものを見ることも多々あるのですが、例えばつい先日、漫才師のジャングルポケットさんが馬主であるということで笠松競馬場を訪れられていました。

その斎藤さんが上げられたユーチューブにも笠松競馬場を紹介され、笠松競馬場で過ごされた時間が載っていたのを見ておりました。逆に斎藤さんと会いたいがために、その日、わざわざ競馬場に来られた方々が、たくさんそのユーチューブの中でも出ておられました。

そのように、言葉は悪いですが、利用できるものを利用するということは、あまりよろしくないのかもしれないんですけど、メディアというのはすごく強力な広告塔であると考えます。今のジャングルポケットさんもそうですし、先ほど来から出ているウマ娘というキャラクター、このようなものというのは影響力がすごく高いものだと思うんですね。なので、そういうのを笠松町も逆に本当に利用というより協力し合って、コラボし合って、より笠松町の、もちろん来ていただける人を増やすということも含めて、例えばお金を落としていただくような企画をもっとできればいいかなということも思っております。

今後、本当にそのような企画をしていただけるとということも含め、お願いしたいなというところですが、もう一点、先ほどこの質問の中にも少し入れたのですが、役場やホテル等を訪れたときに、たくさんの写真やたくさんの置物が置いてあったわけです。町長も見られたと思います。それが、例えばこの笠松町役場に至っていいますと、玄関を入ってから、どのぐらい目につくかというところであるのですが、あまりなされていないような気がするんですね。町長室には少しあったりするのは知っているのですが、そういう意味でも、もっと町民の人にも競馬場というものを、また馬というものを視覚で意識していただくようなことを期待したいところはあるのですが、その辺はどうお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） パネル、写真、競馬場の雰囲気の写真は、そうやって組合のほうと連携してできるんですが、例えばウマ娘のパネルとか、あとオグリキャップの写真とか、そういうものというのはちょっと著作権の問題があって、なかなかその辺り、関係者の皆さんと交渉して許可が要するという非常に難しい面がありますが、必要とあらば、またいろいろと考えていきたいなと思っていますし、先ほどちょっとコラボというか、競馬場に関する町の事業で一つ紹介するのを忘れていましたが、既に御承知かと思いますが、今年度の新規事業で、笠松競馬場の厩舎にいる、いわゆる飼い主のいない猫の保護猫活動の一環として、これからスタートする予

定なんです、クラウドファンディングを使って、使っていない空き厩舎をシェルターにするという事業も進めております。

競馬というのは、御承知のように、馬であり生き物ということで、その関連で猫も動物ということで、特に笠松町、今、共生を考える会とか、自然保護あるいは動物愛護、生き物との共生ということで非常に一生懸命活動されている方もいらっしゃいますので、そういった流れの中で保護猫活動もして、競馬場を通して地域の人たち、特に子供たちに生物共生とか、あるいは動物愛護の気持ちを広めるきっかけにも使えたらいいなというふうには役場のほうでは考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1 番 間宮寿和議員。

○1 番（間宮寿和君） 著作権等の話は重々分かりました。それではありますが、もちろん笠松町からの依頼であればということも出てくるとは思いますので、ぜひ前向きに、笠松役場に入ったら、やっぱり笠松には競馬場があるだけ、こんなに馬のことをアピールしているなあと思わせるような形から入っていくことが、町民への馬との共存ということをアピールすることにもなるような気がしますし、今後やはり競馬場がある町というのを、胸を張って笠松がまちおこしに使えるような形に持っていけるのが理想じゃないかなと思っております。

先ほどの伏屋議員の質問にもありましたけれど、3 万坪もの厩舎移転後の土地ができるわけです、そういう場所も、競馬場と笠松町というところにおける今後のまちづくりに生かせる地域のつくり方というのを期待するところで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会 午後 2 時 05 分

